



平成22年 6月25日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 残留熱除去系海水系（B系）の点検に伴う原子炉の手動停止について

当社、東海第二発電所（沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、6月17日（木）、残留熱除去系海水系^{*1}（B系）ポンプの定期試験を実施していた際、ポンプ2台運転時において定格流量を僅かに下回っていることを確認しました。そのため、保安規定に定める残留熱除去系海水系の機能が健全であることを確認できないと判断し、同日15時41分に運転上の制限^{*2}からの逸脱を宣言するとともに、保安規定で要求されている必要な措置^{*3}を講じ、当該ポンプ等の分解点検を含め原因調査を継続していました。（6月25日ホームページお知らせ済み）

当該ポンプ等の分解点検を行い異常のないことを確認した上、6月25日に流量試験等を実施した結果、ポンプの性能が僅かに低下している可能性があることを確認しました。

このため、今後さらに詳細な点検を行うこととし、6月26日午前1時から原子炉停止操作を行うことを決めましたのでお知らせいたします。

なお、この事象による外部への放射能の影響はありません。

本事象は、実用炉規則第19条の17第2号の報告事項に該当しております。

以 上

*1：残留熱除去系海水系

「残留熱除去系」は、原子炉を停止した後に発生する燃料の崩壊熱の除去を行うもの。熱の除去は熱交換器を通じて、海水で行われる。

*2：運転上の制限

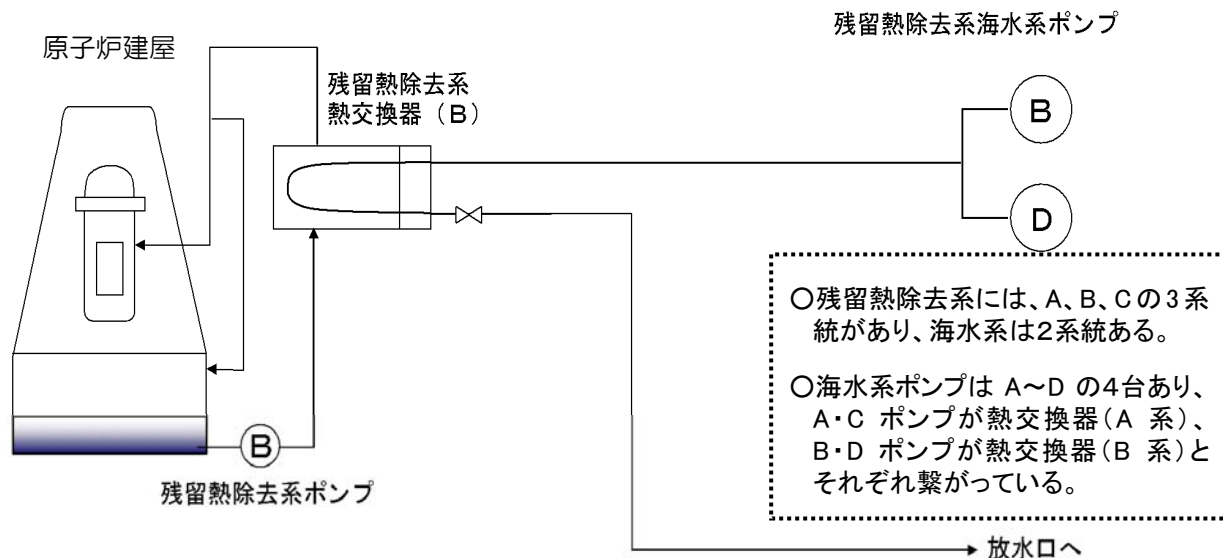
保安規定で定める運転上の制限とは、この範囲内で運転していれば十分に安全を確保できる設備の機能的能力又は性能水準を示したものである。運転上の制限を満足していない状態（運転上の制限を逸脱）になったというだけで直ちに安全上の重大な問題を生じていることを意味するものではない。

*3：必要な措置

他の海水系の1系列（A系）が動作可能であることを確認すること。なお、他の海水系1系列が動作可能であることを確認できない場合、又は10日間以内に復旧できない場合は、24時間以内に原子炉を高温停止しなければならない。

添付資料 東海第二発電所 残留熱除去系海水系（B系）概略図

残留熱除去系海水系（B系）概略図



詳細図

